

## 障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業

### <本市の現状>

- 1 現在、障害福祉においては、介護保険にあるようなケアマネージャーがいないため、障害福祉サービス利用のための意向聴取やケアプランの作成、事業所との連絡調整等は、区の職員が行っている。
- 2 障害者の増加と相談内容の複雑化、多様化により、専門的知識や技術が必要とされるが、区の職員では限界がある。

### <趣旨及び効果>

- 障害者の増加と相談内容の複雑化、多様化に対応するため、知識と経験を有するコーディネーターを各區に1名ずつ配置することで、障害者支援の質の向上を図る。

### <業務内容>

- 1 障害者等の各種相談・援護・サービス利用等に関する業務
- 2 障害者介護給付判定審査会に関する業務
- 3 障害福祉サービス及び地域生活支援給付の決定に関する業務

### <施行時期>

**平成22年4月1日から**